



つくばみらい市告示第 57 号

つくばみらい市融資あっせん審査委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月16日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市融資あっせん審査委員会規程の一部を改正する告示

つくばみらい市融資あっせん審査委員会規程（平成18年つくばみらい市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、谷和原支店」を削り、同条第3号中「、伊奈板橋支店」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市融資あっせん審査委員会規程は、令和6年4月1日から適用する。